

超音波式猫よけ器の貸出について

新宿区では、飼い主のいない猫によるふん尿等の被害を受けている方のために、超音波式の猫よけ器の貸出を行っています。

効果を試すための貸し出しです。実際に使用して効果を確認していただき、ご自身で機器の購入をご検討ください。

申請対象者	新宿区在住の方または区内の土地・建物の管理者
貸出期間	貸出日から1か月
使用について	・ 別紙「取扱説明書」をよくご確認ください。 ・ 本装置は予め充電し、バッテリーをセットした状態で貸し出します。貸出中、バッテリーカバーの開閉はしないでください。 ・ <u>炎天下を避けて日陰に設置してください。</u>また、台風などの強風時は屋内に収納してください。 ・ 敷地の内側に向けて設置してください。猫の侵入口に向けて設置しても高い効果は得られません。 ・ 効果が出るまで数日かかることがあります。また、効果には個体差があります。
返却について	・ 貸出日から1か月以内に、衛生課窓口までご返却ください。<u>延長や再貸出はできません。</u> ・ ウエットティッシュ等で汚れを拭いてから返却してください。
紛失・破損時等	・ 故障や紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに保健所へ連絡してください。破損・紛失の場合は、同一の現物をもって、その損害を賠償していただく場合があります。

猫よけ器の貸出については、区公式ホームページ「超音波式猫よけ器の貸し出しを行います」にも記載しています(右二次元コードを参照)。必ずご確認ください。



問い合わせ先 新宿区保健所衛生課管理係(新宿区保健所)
電話 03-5273-3148